

令和6年度第1回横浜市障害者施策推進協議会会議録	
日 時	令和6年7月1日(月) 午後2時00分～午後3時15分
開催場所	横浜市市庁舎18階みなと1・2・3会議室
出席者	飯山委員、内嶋委員、大友委員、大橋委員、加賀谷委員、金井委員、菅野委員、 小林委員、渋谷委員、清水委員、須山委員、滝沢委員、永田委員、奈良崎委員、 二宮委員、野中委員、山本委員、和田委員
欠席者	荒木委員、井上委員、小野委員、佐伯委員、平田委員、堀内委員、水野委員
開催形態	公開
議題	報告事項 (1) 第4期横浜市障害者プラン改定版の冊子完成報告について (2) 精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について (3) 横浜市パーキング・パーミット(横浜市障害者等用駐車区画利用証)制度の導入について
決定事項	
議 事	<p>開 会</p> <p>(川端係長) それでは皆様、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第1回横浜市障害者施策推進協議会を開催したいと思います。私は、本日、司会を務めさせていただきます、障害施策推進課施策調整係長の川端と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>健康福祉局長あいさつ</p> <p>(川端係長) では初めに、健康福祉局長の佐藤より御挨拶申し上げます。</p> <p>(佐藤局長) 皆様、こんにちは。この4月から健康福祉局長に就任いたしました佐藤泰輔と申します。どうぞよろしくお願いたします。事務局を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。本日は御多忙の中、本協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から市政、とりわけ障害者施策の推進に多大な御協力、お力添えを賜りまして、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>本日は、第4期横浜市障害者プラン改定版の冊子完成報告について、また、精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施についてなど、3つの報告事項を予定しております。内容は多岐にわたりますが、各事業を推進していくため、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴いたしますようお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>(川端係長) では、まず議事に入る前に、一つおわびを申し上げます。座席表ですが、当日、欠席等の御連絡がありまして少し変更になっている部分がございます。</p>

ますので、机に載っている表札を御確認いただければと思います。

続きまして、一部の委員に委嘱替えがございましたので委員名簿を机上に配付しておりますが、お名前を御紹介させていただきたいと思います。横浜市精神障害者家族連合会、菅野委員でございます。どうぞよろしく願いいたします。菅野委員、一言お願いできますでしょうか。

(菅野委員) 横浜市精神障害者家族連合会の、今度、副理事長になりました菅野義矩です。横浜市には大分昔からいろいろお世話になって、ありがとうございます。また、これからも家族会を含めて、障害者の方々の支援ができればと、バックアップができればと思って一生懸命やらせてもらいますので、よろしくどうぞお願いいたします。

(川端係長) それでは、本日の御出席者数の確認をさせていただきます。本日の会議は、委員25名中18名が御出席されております。横浜市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に規定されております、委員の過半数を満たしていることをここに御報告させていただきます。

それでは、ここから内嶋会長に御挨拶をお願いしまして、議事進行をお願いしたいと思います。内嶋会長、よろしく願いいたします。

(内嶋会長) 皆様、こんにちは。空梅雨かなと思いましたが、ようやく梅雨らしい季節になりました。反面、大変うっとうしい気候になっております。そんな中、また、お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。障害者施策推進協議会はいろいろと議論するところがありますが、本日は報告事項が中心と伺っております。皆様の貴重な御意見をたくさん賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

#### 報告事項

(1) 第4期横浜市障害者プラン改定版の冊子完成報告について

(内嶋会長) それでは早速ですが、皆様、次第を御用意いただけますでしょうか。次第の3番目、報告事項の(1)第4期横浜市障害者プラン改定版の冊子完成報告についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

(中村障害者施策推進課長) 障害者施策推進課長の中村でございます。よろしくお願いたします。お手元の資料1-1で御説明させていただきます。第4期横浜市障害者プラン改定版の冊子完成報告についてでございます。第4期障害者プランの改定につきましては、昨年度もこの場で闊達な御意見を頂戴いたしまして形にすることができたものでございます。本日は、その改定版のプランが完成したということで、お手元にお配りさせていただきました。

こちらの市民の皆様への配布につきまして、令和6年7月中旬から順次配布を予定しているところがございます。印刷について、現在、障害者施設への優先調達も活用しながら、作業を進めているところがございます。

こちらについて、2番でございますが、各区役所の高齢・障害支援課、こども家庭支援課、また、区役所の区政推進課の広報相談の窓口で配布するとともに、市役所の市民情報センター、健康福祉局障害施策推進課、こども青少年局障害児福祉保健課で配布していくということで考えているところでございます。

ウェブサイトについても令和6年7月、同時期に掲載していきたいというところでございます。また、点字版、デイジー版についても、現在、印刷の準備をしておりますので、順次作成する中で御用意してお配りしていきたいというところでございます。また、資料には記載しておりませんが、各障害者団体や関係の支援先等にお配りする準備もしております、こちらについても7月中旬以降、お配りさせていただければと準備しているところでございます。御報告は以上です。

(内嶋会長) 事務局、御報告ありがとうございました。先ほど御報告があった第4期障害者プラン改定版の冊子完成報告について、何か御意見・御質問がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいましたら、挙手等でお示しいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

## (2) 精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について

(内嶋会長) それでは、報告事項の(2)精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について、事務局から御説明をお願いいたします。

(中村精神保健福祉課長) 健康福祉局精神保健福祉課の中村と申します。よろしくお願いたします。資料2「精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について」という資料で御説明させていただきます。今回の御報告は大きく2点になります。1点目は、令和5年3月のこちらの協議会でも御報告させていただきましたが、横浜市が実施します精神障害者ピアスタッフ推進事業、それからもう一点が、後半のほうでやりますけれども、神奈川県を中心としました4県市で実施します障がい者ピアサポート研修の開催についてというものになります。

資料の1番、精神障害者ピアスタッフ推進事業でございます。事業目的のところにもございますが、精神障害のある方が地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくり、支援体制の整備を推進していくために、今、にも包括の構築の取組を進めさせていただいているところでございます。その取組の一環として、ピアサポートということで、いわゆる「支援をする人」「支援を受ける人」という関係性ではなく、障害や病気により様々な思いを抱える人が、同じような経験した人と対等な関係性の中で支え合う仕組みの構築を、今、進めている

ところでございます。具体的には、相談支援体制の充実という中で、生活支援センターにピアスタッフを雇用していただき、雇用されたピアスタッフの方、生活支援センターの職員、それぞれに対して研修及び支援の取組を行うことによって、活躍できる場をつくっていききたいというものになります。

資料のほうですと、その下の（２）の令和５年度の取組でございます。本事業につきましては、大きく分けて３つの取組になります。次のページになりますが、１つ目、ピアスタッフ、生活支援センター職員向けの新任研修・実践研修の実施でございます。生活支援センターに雇用されましたピアスタッフの方で、新しく雇用された方につきましては、働くに当たって必要な知識を得ること、リカバリーについての理解を深めること、また、そのピアスタッフ自身もリカバリーしながら相談支援を行えるような研修を実施するものになります。また、生活支援センターの施設長や職員は、ピアスタッフとどのように協働することでよりよい支援につながるか、そういったところを考える場という形の研修を実施させていただいております。実施状況としましては、新任研修を令和５年８月に３３名で実施させていただきました。また、実践研修という形で、令和５年１２月に３８名で実施させていただきました。実施内容を別紙参照と書いてしまったのですが、この別紙が漏れております。大変失礼いたしました。研修の中身としましては、ピアスタッフの専門性やピアスタッフとして働くことといった内容を実施させていただいたものとなっております。現時点では、令和５年度末、令和６年３月ですが、５区の生活支援センターで７名の方が雇用されているということになっております。

それから、この部分です。ピアスタッフ、施設長等に対してフォローを行う巡回相談ということで、雇用されているピアスタッフの方や、一緒に働く施設長、職員に対して相談員を派遣し、現場でスタッフの方のお話を聞くことで、それぞれの支援を行っていくというものになります。次のページになりますが、実施内容としましては、ピアの方から現在の業務の状況やサポートの体制、それから、相談支援や研修の状況等の話を聞いたり、生活支援センターの職員に対しても同様の形で技術支援ですとか、そういったことをやらせていただいているところでございます。

うででございます。ピアスタッフ同士の連絡会の運営、開催ということで、ピアスタッフ同士が定期的に集まり、今、活動する中での不安や疑問といったことを分かち合うことで互いに支え合う体制づくりということで、こちらにつきましては令和６年３月に開催させていただいております。参加者数は１２名ということになっております。

令和６年度の取組でございます。（３）です。前年度の取組を踏まえ、各取組の実施方法等について見直し等を行いまして、活躍できる体制の構築に向けた事業として今後のあり方を検討していきたいと思います。また、自立支援協議会

の本体でも検討されており意思決定支援、相談支援従事者等人材育成ビジョンへの位置づけなど、自立支援協議会の動きとも整合性を取りながら進めたいと考えております。

次のページになります。こちらは、令和6年度から新たに実施します神奈川県障がい者ピアサポート研修ということで、先ほども申し上げましたが、神奈川県を中心に4県市共同で実施するものになります。事業目的のところにもございますが、令和3年度の報酬改定で「ピアサポート体制加算」「ピアサポート実施加算」というものが設けられております。こちらの算定要件となります障がい者ピアサポート研修を実施することで、自らの経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーターの育成や、現場における活用方法等を理解した事業所等の管理者等の養成を行ってまいります。先ほどのピアスタッフ推進事業につきましては精神障害の方を対象とした事業でございますが、こちらの県の障がい者ピアサポート研修につきましては3障害を対象とした研修ということになります。

(2)の部分でございます。ピアサポート体制加算につきましては、ピアサポートの専門性について利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消に効果があるということを踏まえて、一定の要件を設けた上で、障害のサービスの加算のほうで評価するものになっております。

実施概要でございます。県が実施主体となりまして、4県市が覚書を締結し、連携しながら実施することになります。こちらにつきましては、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会に委託して実施するものになります。受講者につきましては、今年度は県域で70名程度を予定しております。基礎研修を令和6年10月に実施し、専門研修につきましては令和7年2月頃に開催することを予定しております。また、来年度、令和7年度に、これらの研修を受講された方を対象としたフォロー研修を行う予定としております。説明は以上となります。

(内嶋会長)事務局、御報告ありがとうございます。1点だけ形式的なことを申し上げますと、こちらは今、障害当事者の方も聞かれていますし、要約筆記が入っております。発言はなるべくゆっくりと、時間はたっぷりございますので、よろしくお願いします。

(中村精神保健福祉課長)大変失礼いたしました。

(内嶋会長)いえ、とんでもありません。それで、ピアスタッフの事業についてということで、この中にとってもいい言葉がありまして、対等な関係で支援する。支援という言葉自体、やや上からかなという感じはありますが、意思決定支援などを推進する場合は、御本人と、通常、支援者といわれているスタッフとの間の対話による関係性構築が非常に大事だと私もよく申し上げていますので、ピアサポートの観点から、そういう対等な切り口というか対話の切り口を築

いただけるのは本当に素晴らしいことだと思っております。

それでは、今、事務局から御説明があったピアスタッフの推進事業について、御発言がある方は御意見でも御質問でも何でも結構です。それでは、和田委員、御発言をお願いします。

(和田委員) 精神障害の和田です。久しぶりの参加ですが、私は去年の5月25日に救急車で運ばれて、横紋筋融解症という病気になりました。これは筋肉が溶ける病気で、抗精神薬とか大動脈解離のコレステロールを下げる薬などが飲み合わせでバッティングしたことでなるらしいです。それで、みなと赤十字病院に1か月半ほど入院していて会議に出られなかったのですが、うちの支援センターのほっとぽっとでピアスタッフが廃止になるという話を私は聞いていたんですね。それが一体どうなっているのかなと思ひまして、その御説明をお願いします。

(内嶋会長) 事務局、お分かりになれば。

(中村精神保健福祉課長) 今回のピアスタッフの推進事業でございますが、各生活支援センターのほうで雇用の手続を取っております。その中で、実際に申込みがあった方を面接して雇用の手続を取るという中で、たまたまほっとぽっとのほうでこれまで雇われていた方がどういう経過になったかまでは私も存じ上げないところではありますが、実際の雇用の部分につきましては各法人さんに、こういった効果もあるのなるべく雇用していただきたいとお願いしているところがございます。実際には、先ほども申し上げましたとおり5区7名ということで、各区の施設によって雇用状況が異なるという状況が発生しております。ただ、こちらとしましてはこの事業を広げていきたいところもありますので、対象となる施設につきましては引き続き雇用の働きかけをしていきたいと考えているところがございます。

(内嶋会長) 御説明ありがとうございました。和田委員、よろしいですか。ありがとうございます。ほかに御発言や御意見がある方。では、永田委員、お願いします。

(永田委員) 永田です。ピアスタッフが活躍することはとても大切だと思ひます。ピアのことを施設長さんが理解することが必要だと思ひます。

(内嶋会長) 永田委員、御意見ありがとうございました。ほかに御意見・御質問は。それでは、大橋委員、お願いします。

(大橋委員) 浜視協の大橋です。神奈川県障がい者ピアサポート研修のことでもう少し詳しく御説明いただきたいのですが、ピアサポートを実際、浜身連でもやっておりますが、そういうレベルのものとは違って、当事者同士、建設的な対話も含めてフラットな関係で相談事業をより発展させようとしているのでしょうか。雇用と結びつけて考えると、視覚障害者の雇用にもつながるのか、実施加算という問題に絡めて御説明いただきたいと思ひます。

(内嶋会長) 大橋委員、ありがとうございます。今、説明のあった神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施、これについての御質問ですね。

(大橋委員) はい。

(内嶋会長) 事務局、今の御質問について御回答を願えますか。

(中村精神保健福祉課長) 今の御質問の関係でいきますと、今回の神奈川県のピアサポートの研修でございますが、一つは加算のほうの対象の研修というところもありますので、この加算自体は相談支援の質の向上を図っていくことが一つの目的というところがございます。そういった意味では、こういった研修を受ける人が増えることによって、実際に従事することによって相談の支援が向上していくというところが一つポイントかと思っております。もう一方で、実際に質の向上のためにはそういった研修を受けた人を雇用していくことも必要になってこようかと。そういった意味では、両面の動きがある事業と認識しているところでございます。

(内嶋会長) 大橋委員、追加で何かお聞きになりたいことはありますか。

(大橋委員) 今の説明だとちょっと分からないのですが、相談業務を充実させるために、研修を受けた人の雇用も進むということでしょうか。実際にピアサポートを、当事者として関わった場合、加算などがつくので、雇われやすいということですか。実際問題として、相談業務と雇用が両立するというのは非常に厳しい部分があるので、横浜市はどちらを主に考えているのでしょうか。

(内嶋会長) 今の御質問の御趣旨は分かりますか。では、事務局のほうから何かコメントがあれば。

(中村精神保健福祉課長) 今のお話を踏まえてといたしますか、いずれにしてもこの加算が設けられた趣旨から考えると、相談支援の質というところを重視すべきではないかというふうには考えております。ただ、先ほども申し上げたとおり、加算がつくということは、やはりそれなりに雇用の機会を事業所のほうとしても意識してもらうきっかけにはなるのかなと思っておりますので、ただ、趣旨としましては相談の質だというふうには考えています。

(大橋委員) いいですか。しつこくて大変申し訳ないです。そうすると、ピアサポートという僕らのイメージとしてはやはり当事者間の対話というのが一番重要だと思っておりますが、現に加算というようなもので、何々センターでもいいけれども、既に雇用されている健常者の処遇の充実ということになって、事業所が新たに雇用する障害者のピアサポートにつながりにくいのではないのでしょうか。

(内嶋会長) 大橋委員、ありがとうございます。これは県の主催する研修ですから、横浜市は横浜市でお考えはあると思うのですが、他行政がやっていることと言ってしまうとそれまでの部分もあるので、今の大橋委員の質問に答えられる範囲で構わないですけれども、市として何かお考えがあれば伺いたいです。

(中村精神保健福祉課長) 今回の令和3年の報酬改定のときには、加算を設けてまでやろうとした趣旨からすると、やはりちゃんと事業所側も相談の質を意識しなければならぬということが意図としてはあったと思っています。なので、本来であればそういう形になるべきなのだろうなとは思っていますので、そういったところをちゃんと意識するように、事業者側にも働きかけをしなければならぬかと考えております。

(内嶋会長) 大橋委員、すみません。十分ではないかもしれませんが。ほかに、いかがでしょうか。私から逆に1点だけ。御質問というよりも、それこそ今、大橋委員が御発言された県の研修の実施の中で、令和3年度から報酬改定があって加算がついていると。だから、4、5ともう2か年たって、これから3か年目に入るということですが、正直、この報酬改定のもくろみがデータ上、効果を生じているのか。それとも、恐らく効果があまり上がっていないから県がこれをやろうとしているのではないかと、私は性格が悪いのでついそういうことを疑ってしまうのですが、横浜市の把握している範囲で結構ですので、その加算というのはそれなりに現場に効果を発揮しているのかどうか。さっき大橋委員がおっしゃったような当事者性だとか、相談支援の質を上げていくというのは、ピアサポートがうまくいけばもちろんそうなると思うのですが、果たしてそれが実態として進んでいるのかどうか。その辺、もし情報があれば伺いたいのですが。

(中村精神保健福祉課長) あいにくそういったデータは持ち合わせていないところでございます。実を言うと、神奈川県で始まるのが遅かった経過としましては、やはりやらなければいけないということではあったのですが、横浜市がまずは先行して精神障害の方のピアスタッフ推進事業という形で始めてきていたところもありまして、横浜市は既にそういった動きをし、県は県で検討していたところではあるのですが、どういう形でやるかという部分には時間がかかっていたというのは見ていたところでございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかに御意見・御質問のある方。よろしいでしょうか。

それで、予定ですとここで休憩が入るのですが、実は45分になったら休憩ということになっています。まだ30分しか経過していませんが、委員の皆さん、もし御休憩が必要であれば休憩を入れますけれども、このまま会議をやってほしいというのであれば、皆さん貴重なお時間を割いて来ていただいているので、どういたしましょうか。このまま議事を進行してしまってもよろしいでしょうか。特に当事者の方はお体の加減もあると思っておりますので。大丈夫ですか。分かりました。それでは、会長の今の判断で、休憩なしでこのまま議事を進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

(3) 横浜市パーキング・パーミット（横浜市障害者等用駐車区画利用証）制度の導入について

(内嶋会長) それでは、報告事項の3番目です。横浜市パーキング・パーミット制度の導入についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

(工藤課長) 健康福祉局福祉保健課福祉保健センターの担当課長をしております工藤と申します。本日7月1日から、この横浜市パーキング・パーミット制度というものを開始しましたので、この説明をさせていただきます。

資料ですが、1枚おめくりいただいて、駐車場の写真がついている資料があるかと思えます。そこを先に見ていただくと、皆様もご存じのとおり、右側にある車椅子のマーク、国際シンボルマークとありますが、この国際シンボルマークが描かれた駐車区画というのは、例えば車椅子の方が乗り降りしやすいように、幅が広くて建物の出入り口近くに設置されているものです。そして、この駐車区画というのは、車椅子使用者をはじめとして歩くのが難しい方、移動に配慮が必要な方、例えば心臓や呼吸器などに疾患・障害のある方ですとか、高齢者、妊婦、けがの方なども利用できるとなっています。そして、パーキング・パーミット制度というのもう一つ、優先駐車区画というものがここにありますが、この2つの駐車区画の利用に関する制度になります。

それでは、資料1枚目に戻っていただいて、1の制度概要について御説明します。まず、特定の要件を満たす方、つまり、歩くのが難しい、または配慮が必要な障害者、高齢者、妊婦の方など、そういった御本人または御家族から横浜市へ申請していただきますと、右下に利用証イメージというのがありますが、ここにあるような利用証を横浜市から発行します。そして、参考で利用証をお持ちしましたのでこちらを見ていただくと、実物大でこのような2種類の利用証を発行いたします。そして、先ほどお話しました、車椅子使用者用の駐車区画に車を止める際、この横浜市が発行した利用証を、今度は左下の利用イメージのように車の中のルームミラーにかけていただくと、この駐車区画を必要としている方が止めているんだということが外から見て分かりまして、その方々は安心して駐車できるようになるというのがこの制度でございます。ただし、資料下線にありますように、利用証を掲示することによって、必ずしも車椅子使用者用駐車区画に止められるというものではないこととなります。というのは、既にどなたかが止められている場合は待つていただくというようなこともあるかもしれません。また、記載はないのですが、利用証がなくても対象者の方はこの駐車区画を使うことができますから、引き続き止めることはできます。ただ、利用証が世の中で普及してくるといことを考えると、多くの方に申請していただいて利用証を活用していただくことを進めていきたいと思っております。

続きまして、2の利用証の交付対象者になります。対象は、歩くのが難しい方、移動の際に配慮が必要な方で、その表にあります高齢者、障害者、難病

患者、妊産婦、けが人などになります。

また、今度は3枚目の資料の裏を見てくださいと、少し細かいのですが、詳しい対象者の説明と申請の際に必要な書類、手帳の写しなどについて記載があります。こちらを御確認いただいて、申請いただくということになります。

それでは、何度も資料を行ったり来たりですみません。1枚目の2に戻っていただいて、表の一番右に利用証の種類という項目があります。利用証は、高齢者、障害者、難病の方は色を青くしておりますが、無期限の利用証を発行します。そして、妊産婦やけが人の方はオレンジ色がついていますが、利用証もオレンジ色で、期限つきの利用証を発行します。

次のページに行きまして、3の利用証申請の受付開始日についてです。これは、本日7月1日から申請の受付を開始しています。

そして、4番、利用証の申請方法についてです。電子申請か郵送で受け付けております。申請には手帳や診断書の写しなどが必要です。横浜市でその申請内容を確認しましたら、順次、申請者へ利用証を郵送でお届けします。利用証の発送まで2週間を予定していますが、申請状況によっては、今日もう既に申請を午前中だけで90件ぐらい頂いていて、あまり混んできませんとお時間を頂く場合もあります。それから、郵送の場合です。交付申請書については、紙面には書いていないのですが、区役所でお配りしているほか、横浜市のウェブページからダウンロードできるようにしています。また、これも資料にはないのですが、既によこはまし身体障害者団体連合会さん、横浜市精神障害者家族連合会さん、横浜市心身障害児者を守る会連盟さんには、担当から直接御説明にお伺いし、申請書なども参考にお渡ししてきたところです。

資料に参考と書いてある2枚目は先ほど説明したとおりです。右側にある車椅子使用者用駐車区画はこのとおりですが、左側の緑色に塗られている駐車区画は、必ずしも広い幅を必要としないけれども移動に配慮が必要な方、例えば今の対象者がいいますと、妊婦さんや、御自分でつえをつきながら幅が広くなくても出られる方に使っていただければという駐車区画になりまして、優先駐車区画というものになります。そして、パーキング・パーミット制度では、このどちらの駐車区画も利用証を下げ御利用いただけるのですが、左側の幅が狭いほうの優先駐車区画は市内にはほとんどなくて、この写真は市庁舎の地下の駐車場のものになります。今後、車椅子使用者の方が幅の広い駐車区画、そして、それ以外の方は幅が狭くても出入りに近くて便利な優先駐車区画というように、対象者に合わせて利用していくことができるように、横浜市ではこの幅の狭い優先駐車区画も併せて増やしていくように進めていくことになります。

資料の3枚目は、制度を説明するチラシになっています。先ほども少し触れましたが、申請のときに、裏面などに詳しく書いてありますので、参考にしていただければと思います。少し長くなりましたが、説明は以上です。

(内嶋会長) 事務局、御説明ありがとうございました。それでは、報告事項(3)横浜市パーキング・パーミット、これだけだと意味が伝わらないところもあったのですが、今、御説明を伺いまして、ある程度イメージが湧いたかなと思います。どうぞ当事者の方も含めて、この制度について御質問等、分かりにくい点もあるかと思しますので、御発言があれば。それでは、渋谷委員、お願いします。

(渋谷委員) 渋谷です。利用証のパーキングの使用要件というのは何ですか。

(内嶋会長) 利用証が発行される要件というふうに伺ったらいですか。

(渋谷委員) そうですね。はい。

(内嶋会長) 事務局、もう一度、利用証が発行される要件を御説明いただけますか。

(工藤課長) 資料でいいますと、1枚目の一番下の表が少し簡単に書いてあるところになります。例えば、高齢者であれば要介護認定を受けている方、障害者の方は等級によって対象にしている方とそうでない方がいらっしゃいます。それから、難病患者の方は受給者証の取得者の方、妊産婦の方ですと母子手帳の取得時から産後1年までの期限で利用証を発行します。そして、けが人の方も医師の診断書によりますので、例えば1か月であれば1か月ということで判断して、利用証を交付することになります。障害者の方は、先ほどの3枚目の裏に等級など詳しく書いています。字が小さくて分かりづらいかもかもしれませんが、いかがでしょうか。

(内嶋会長) 渋谷委員、今の御説明でお分かりになりましたか。

(渋谷委員) はい。では、意見です。独占するというつもりはないのですが、車を使用する場合、左右の幅を広く取っていないと、車椅子は車の出入りができないんですね。それで、スペースを取ってなくても使える人に車椅子のほうが使われていくのは困るという一面があります。車椅子以外の人にもこういったパーキングが必要なのは分かっていますが、下手をすると弱い立場の者がスペースを奪い合ってしまうというような状況になりかねませんので、注意深く運用してほしいと思います。以上です。

(内嶋会長) 渋谷委員の今の御発言を敷衍して申し上げますと、今までの車椅子使用者用の駐車場というのは、これは割と普及して、実際にたくさんある。それで、優先駐車区画、資料に載っている写真の左側ですが、これはまだ普及していない。今のこのパーキング・パーミットで利用者証が発行されると、私が伺っていた限りですが、車椅子以外の障害のある方も車椅子駐車区画に堂々と止められることになるのかなど。そうすると、渋谷委員に言わせると、車椅子駐車場というのは、車椅子を使う人がそれなりのスペースを取って使用するためにあるもので、自分たちの権利ばかり主張するつもりはないけれども、車椅子を使用しない他の障害者、この場合、妊婦の方やけが人の方も当然含まれていま

すので、そういった方が車椅子用の駐車場に入ってしまったら止められてしまうと、結果として車椅子のユーザーの駐車スペースが足りなくなる可能性もはらんでいると。だから、運用を注意深くやってほしいという御趣旨でよろしいですか。

(渋谷委員) はい。

(内嶋会長) 事務局のほうは、今の渋谷委員の御発言に対して、何かコメントやお考えはありますか。

(工藤課長) 御心配はおっしゃるとおりだと思います。我々もこの車椅子使用者用駐車区画というものを幅を広く設けているというのは、車椅子の方がそれだけ幅が必要であるところから法で設置義務を課して設置しているものですから、これはしっかり車椅子の方に使用していただきたいと思っています。ですが、ほかにもここを使用している方はいらっしゃるのです、そういった方々の利用も進めていきたいというのはもう一つあるところです。いろいろな方が利用できることになることで車椅子の方が利用できなくなってしまうというのが一番、我々はそれを望んでいませんので、幅は狭いけれども出入口に近いというような優先駐車区画というものを併せてどんどん増やしていきたいというのがこの制度になります。そこはまだまだですが、企業や商業施設にも協力を求めて整備していきたいと、今は思っております。

(内嶋会長) 御説明ありがとうございます。渋谷委員、追加で何か御発言はありますか。

(渋谷委員) 社会的に弱い者同士が奪い合うみたいな形になりかねませんので、ぜひ注意深く運用していただきたいと思っております。以上です。

(内嶋会長) 今、事務局がおっしゃったように優先駐車区画というのを増やさないで、渋谷委員が懸念するようにつるされて堂々と利用できる人が増え、結果的に弱者同士の奪い合いになるような、それは避けてくれという御発言なので、ぜひ施策を実行される上で注意深い運用をよろしくお願いいたします。

(工藤課長) はい。ありがとうございます。

(内嶋会長) ほかに、奈良崎委員、お願いします。

(奈良崎委員) 遅くなってすみません。まず1点気になるのですが、例えば知的と精神の合併症に当たる人たちの場合はどうするのですか。障害者によって2種類合併症があるじゃないですか。例えば知的の場合はA1、A2じゃないですか。精神は1級で、それ以外に、例えば合併症で交通事故に遭ってけがをした場合とかはどうするのですか。お願いします。

(工藤課長) 申請の際ということかと思っております。この制度自体は、駐車区画の対象の方というのを見ますので、歩行が困難であるとか、移動に配慮が必要であるということが分かる書類が必要になります。ですので、それが分かるもの、例えば手帳があればその写しをつけていただければ、全てつけていただく必要はな

いかと思います。

(内嶋会長) 奈良崎委員、御発言は今の1点だけでよろしいですか。あれば続けてお願いします。

(奈良崎委員) 例えば知的の場合はA1とA2しかないじゃないですか。例えば自閉の強い方はB1の方が結構多いじゃないですか。そういう方は荷をしてもそういうあれは出ないのですか。

(工藤課長) 今、対象者としてはこの等級で一旦区切らせていただいているのですが、チラシの裏面に細かい表がありまして、下から3行目のところを見ていただくといいと思います。その他の対象者となっています。上記の障害等級等に該当しない者ということで、上記には該当しないけれども、右側にあります、歩行が困難または移動に配慮が必要であることが確認できる書類、医師の診断書とかそういったものになるかと思いますが、そういうものをお出しいただいて、こちらがこの人にはこの利用証が必要だと判断できる場合はお出しいたします。よろしいでしょうか。

(奈良崎委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。それでは、清水委員、御発言をお願いします。

(清水委員) 福まち条例で専用区画の数が決められていると思います。1から99までが1、100から199までが2、たしかそんな数字だったと思いますが、この車椅子専用区画と優先区画のすみ分けというのは条例上どうなっているのですか。

(工藤課長) 条例上は車椅子使用者用の区画しか定めがありません。優先駐車区画については国がガイドラインを設けていて、それに沿って優先駐車区画というものを設けると。先ほど渋谷委員がおっしゃられていたような懸念を今後解消していくための方法ということで国のガイドラインで示されているもので、優先駐車区画についてはあくまでも今の時点ではお願いというか、協力依頼みたいなものになってしまいます。その上での設置になります。

(清水委員) そうしますと、例えば2区画を条例上で設置しなければならないという場合に、この優先駐車区画でも条例上はオーケーだということですか。

(工藤課長) 車椅子のが2区画必要で……すみません、もう一度お願いします。

(清水委員) 例えば、150の駐車場があって、2区画が専用区画という場合は、車椅子専用区画が1つで、優先駐車区画が2つでもオーケーということなのか。

(工藤課長) いえ、優先駐車区画は定めがないので、まずは条例に沿って車椅子用のものを設置していただくことになります。優先駐車区画は定めがないので、協力で設置できますかということで、こちらからのお願い事項になります。

(清水委員) 分かりました。

(内嶋会長) ありがとうございます。要するに、車椅子のほうはもう法的義務ですよね。規模によって幾つつくるという法定義務になっていて、つくらないと法律に違反していることになる。優先駐車区画というのは任意なので、つくろうがつくるまいが、それは設置者の自由ということで、これから横浜市がお願いに上がるという流れに今なっているという理解でよろしいですか。

(工藤課長) そのとおりです。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかの委員の方で、では、和田委員、お願いします。

(和田委員) すみません。これは関係ない話だと思いましたが、申請の開始が7月1日と書いてあったのが気になりまして、この間、7月の市の広報に児童手当の拡充が高校生までと書いてあったので、それを電話して聞いたら、まだ決まっていなと言われたのですが、その辺、どうなっているのでしょうか。

(内嶋会長) 答えられればでもいいですし、今すぐにでなければ個別に後でということでもいいと思いますが、いかがですか。お願いします。

(福嶋局長) こども青少年局長の福嶋と申します。拡充自体は決まっておりますが、具体的な手続の手順とかが決まっていないということですか。今年度に拡充すること自体は、国のほうでも、横浜市でもそれに向けて準備を進めているところですが、問合せにお答えした内容も具体的に教えていただいていた方がいいですか。

(和田委員) 7月の広報に児童手当の拡充についてと書いてあったのですが、分からないので、とにかく電話したのです。そうしたら、まだ決まっていませんと言われてしまったのです。7月1日からと言われたのに。

(福嶋局長) 分かりました。それは個別に、この後、会議が終わってから担当者につないでお答えできるようにしたいと思います。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかに何かありますか。それでは、二宮委員、よろしくお願いします。

(二宮委員) 横浜市歯科医師会の二宮です。パーキング・パーミット制度ですが、現在、県のほうも11月に向けて準備しているということで、それに先駆けて横浜市に導入していただいたのはすばらしいことだなと考えています。この制度によって、先ほど説明があったとおり、従来からある駐車場禁止除外していしゃい以外の、要介護高齢者の方や妊産婦の方、けが人の方も対象になった意義はすごく大きいと思います。その一方で、この制度に関して必ず問題として出てくるのは、利用証の不正利用ですね。極端に言うとコピーして使ってしまうとか、そういうことがほかの自治体でも問題になったりしているようですが、不正利用に対する対応と、あともう一点、任意で民間事業者に頼むということですが、民間事業者への周知方法等について教えていただけたらと思います。

(内嶋会長) 御質問ありがとうございました。事務局のほうで何かお答えはありますか。

(工藤課長) ありがとうございます。まず、不正利用についてです。それがどのぐらい効果があるかですが、チラシにも書いてありますけれども、利用証の交付ナンバーという欄がありまして、一応、個人にシリアルナンバーを付与しております。ですので、こちらで毎度チェックするということはしないですが、あの人もいつも止まっているけどどうなんだろうみたいなことがあったら、この交付ナンバー、シリアルナンバーで御本人かどうかとか、いろいろ確認はできるということになります。

それから、民間事業者への働きかけのところかと思えます。制度の周知ですか、それとも、優先駐車区画そのもの、どちらでしょうか。

(二宮委員) 制度の周知ですかね。

(工藤課長) 制度の周知については、今、横浜市の施設を持っている関係の部署はもちろんです。民間については、大きなところでは駐車場協会というようなところを通して、今後こういった利用をされる方がいらっしゃると思います、制度はこうですということで御説明差し上げています。また、商業施設はまだまだこれからですが、少しずつ始めているところとして、横浜市の場合は包括連携協定というものを結んでいろいろな事業を一緒に進めてくださっている企業さんがいらっしゃるの、そういったところからまずは周知を始めています。おっしゃられたように神奈川県が11月から同じ制度を開始しますので、そこはまた神奈川県とも合わせて周知を進めていこうと思っています。以上です。

(二宮委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。大分たくさん意見を頂戴しましたので、ぜひこれからの運用が有意義なものになっていくようにということをお願いします。

(工藤課長) ありがとうございます。

(内嶋会長) それでは、報告事項については全てこれで御質問・御意見賜りましたので、ほかに全体を通して御意見・御質問のある委員の方、いらっしゃいますか。それでは、渋谷委員、御発言をお願いします。

(渋谷委員) プランのところで質問しそびれたのですが、僕の関わっている団体が毎年、横浜市に要望書を出しています。要望書の中にインクルーシブ教育の実現ということの内容として必ず書いているのですが、今年度の回答書で、令和9年だったかまでに全ての子どもが地域の学校で学べるようにするというような内容の回答がありました。もし本当だったら大転換だと思えるのですが、どうなのでしょう。

(内嶋会長) 渋谷委員の団体で市に申入れをしていて、その中でインクルーシブ教育の実現ということをおっしゃっている。これはプランかどうか私も今聞き

そびれたのですが、令和9年までに横浜市では全ての学校でインクルーシブ教育を実現するという趣旨の回答があったと承っていますけれども、それが本当だとすると大変なことですよ。大変というのはよい意味ででしょう。素晴らしいことなのですが、実際いかがでしょうかという御質問だと思います。いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

(金井課長) 教育委員会事務局特別支援教育課の金井と申します。ご意見を頂きましてありがとうございます。渋谷委員からインクルーシブ教育についてお話を頂きましたが、障害者プランでは151ページにコラムという形で、今回、インクルーシブ教育の話題を初めて入れさせていただいております。渋谷委員の団体への回答で、令和9年までにインクルーシブ教育を全ての学校でという話をされていましたが、教育委員会ではそこまで性急にいきなり進めることにはなっておりません。回答内容との違いがすぐには分からないのですが、現在、進めていることは、今年度から文部科学省のインクルーシブ教育の事業の採択をいただきまして、モデル事業を進めさせていただいております。横浜市では、その意味で言いますと、インクルーシブ教育の取組をモデル事業という形で令和6年度から始めた状況でして、全校でというのは、その1校での展開を踏まえながら進めていきたいと考えております。

(内嶋会長) ありがとうございます。横浜市としては、令和6年度、今年度からインクルーシブ教育のモデルをやると。そこからどこまで一般普及させるかはこれから取り組みたいという御趣旨ですかね。渋谷委員、続いて何か御意見あれば。

(渋谷委員) そうしますと、具体的な計画はまだないということでしょうか。

(内嶋会長) そうすると、一般普及についての具体的な計画までは、まだ立っていないということかという御質問ですか。

(渋谷委員) はい。

(金井課長) 引き続きまして、特別支援教育課の金井です。その意味で言いますと、渋谷委員がおっしゃったとおり、具体的にいつまでに全校でやるかとか、何校でやりますよということの具体的な決めはないということで間違いございません。

(渋谷委員) もう一度回答書を確認してみますが、場合によっては話を申し込みますのでお願ひします。以上です。

(内嶋会長) 最後の渋谷委員の意見ということでお伝えしておきます。私も会長としてというか、個人的にインクルーシブ教育、つまり、幼い頃から障害者、非障害者の壁のない生活ということは、差別解消に最も近づく一つの大きな政策だと思っておりますので、ぜひ渋谷委員がおっしゃったことだけではなく、せっかく横浜市はいろいろな意味で先進的な取組をされていると思っておりますので、モデルを一般化することに注力していただければと存じます。

それでは、ほかには。そうしたら、須山委員から行きましょう。どうぞ、須山委員。

(須山委員) 浜身連の須山です。障害者プランにはあまり関係ない話かもしれませんが、私は先日、日身連の障害者団体の関東甲信越静ブロックの協議会に参加しました。そのときに出た内容が、ほとんどの団体の皆さんが、会員の減少と高齢化による問題で組織を運営するに当たって支障が出ている。それに対して対策は何かないかということで話し合ったのですが、全くいい対策は出なかったのです。それで、一つ横浜市にお願ひしたいのですが、手帳を交付するときとか、そういう通知に併せて団体の活動をPRすることとか、会員確保に向けて行政の協力がどうしても必要になってくるのではないかと思います、その点をお願ひしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(内嶋会長) 実は私も障害者支援センターのセンター長をしているものですから、各種家族会や当事者団体、支援者の会など、いろいろな方々と接触する機会があるのですが、今、須山委員が御発言された、当事者及び当事者を支える家族等のメンバーが数的にも減少しているし、いわゆる権利獲得の闘いをされていた時期が横浜市でもあったと思いますが、その時期に一種、闘士として活躍された方がどんどん高齢化して引退していくと。その後の、自分たちが獲得した権利を支えていくというか、確保して拡充していく方々がどうも充足していないということは私自身も非常に実感しているところです。今、須山委員からの、手帳交付のときにこういった団体があるから入れということは行政の立場上おっしゃれないかもしれませんが、何とか間接的にでもそういう集まりがあるということをお願いしてもらえないかというお話です。横浜市として問題意識を当然お持ちだと思しますので、何かコメントがあれば伺いたいののですが、いかがでしょうか。

(今井課長) 御意見ありがとうございます。障害自立支援課の今井です。団体を所管しております、障害者団体の方々ほかの皆さんからも、かなり高齢化が進んでメンバーが減っているですとか、なかなか会員が増えていかないという御相談を頂いております。先ほど須山委員からおっしゃっていただいたような手帳交付のときにというのは、会長のお話にもあったとおり、行政としてなかなか難しい部分はありますが、団体のほうで活動内容を記したポスターやチラシのようなものをつくっていただいて、ラポールですとか関係するところに掲出するなどの御協力はさせていただいております。ほかにも行政として何かお力になれるようなことがあるかどうか検討して一緒に進めていければと思っていますので、引き続き御協力をお願いできればと思います。以上です。

(内嶋会長) 須山委員、よろしいですか。実は一言で片づく問題ではなくて、どの団体も皆、同じように悩みをかかえているところだと思ひます。市の御協力があれば、それはそれで団体として大変助かると思ひますので、引き続きよろしくお

お願いいたします。それでは、奈良崎委員も御発言があるということなので、よろしくお願ひします。

(奈良崎委員) まず、ピアサポートのことで質問したいです。2点ほどいいですか。去年、令和5年にピアサポートを受けている精神障害の方の人数を見ましたが、その方たちは実際、雇用ができているのか、生活ができているのか、気になって質問したいというのが1点です。

もう一点が、実際に今年もピアサポートを多分3つか4つ、県と横浜市、川崎市、相模原市とコラボでやるときに、知的障害の人たちにどうやってアピールとかしていますかというのがちょっと気になって質問しました。以上です。

(内嶋会長) 今の御質問について、何か事務局からコメントをお願ひできますか。

(中村精神保健福祉課長) まず1点目、精神障害の方のピアスタッフの推進事業の部分でございます。こちらにつきましては、現在、令和6年3月の時点の数字にはなりますが、5区の施設で7人の方が今、活動されている状況です。もう少し増えるような動きも聞いているところでございますが、今、確定している数字としてはこの数字ということになります。その方の生活の部分までは私どもも把握し切れておりません。

それから、県の研修の部分ですが、実際、基礎研修の開始が令和6年10月で、具体的中身については現在、横浜市も事務局に入っておりますが、事務局と神奈川県ですとか、あとは検討委員もいらっしゃいますので、そちらと今、調整しているところでございます。

(内嶋会長) 奈良崎委員、よろしいですか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。大丈夫ですか。活発な御意見・御質問ありがとうございます。休憩を設けないでと申し上げたのですが、何てことはない、結局は15分までやっていたということで、皆さん長時間にわたり議論に参加していただき本当にありがとうございます。それでは事務局にお返ししますので、よろしくお願ひいたします。

その他

(川端係長) 皆様、ありがとうございます。本日も活発な御意見・御議論いただきまして、本当にありがとうございます。本日の会議は以上をもちまして終了となりますが、皆様から頂きました御意見を踏まえまして、引き続き取組を続けさせていただきます。

次回以降のこの会議は、新たな委員での開催ということになります。改選の手続等につきましては、それぞれの所属もしくは直接御連絡させていただいたところでございます。委員の皆様には御多忙の中、何度も何度もお集まりいただきまして、お力添えいただいたこと、本当に感謝しております。ありがとうございます

	<p>ました。</p> <p>2点ほど、御案内というお知らせがあります。次回以降、第2回の障害者施策推進協議会につきましては、新しい委員での開催になりますが、11月25日月曜日もしくは11月26日火曜日の午後に開催を予定しているところがございます。改めて、新任期の委員の皆様には日程調整の御依頼・御案内をさせていただきたいと思っています。</p> <p>もう一点は、本日、資料を配付させていただいておりますが、「障害福祉のあんない」また、プランの改定版の冊子と、重い荷物になってしまうものを配らせていただいておりますので、もし重いよということで郵送を希望の方がいらっしゃいましたら、そのまま机に置いておいてください。そうしましたら、後ほど郵送でお送りいたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。本当にありがとうございました。</p>
<p>資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1-1：第4期横浜市障害者プラン改定版の冊子完成報告について</li> <li>・資料1-2：第4期横浜市障害者プラン改定版</li> <li>・資料2：精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について</li> <li>・資料3：横浜市パーキング・パーミット（横浜市障害者等用駐車区画利用証）制度の導入について</li> </ul> <p>2 特記事項</p> <p>・</p>